

乗用カート利用約款



鹿児島ガーデンゴルフ倶楽部

松元コース

第1条 (約款の適用)

当クラブの乗用カート(以下カートという)を利用される方(以下運転者、同乗者を含めて利用者という)は、メンバー・ゲストを問わず、全員が当クラブの会則、ゴルフ場利用約款の外、本約款に従ってカートをご利用頂きます。

第2条 (遵守義務)

利用者がカートをご利用頂く場合は、本約款を遵守する義務があります。

第3条 (運転の制限)

カートはゴルフ場施設以外では運転使用することが出来ません。

第4条 (運転資格)

運転者は当クラブ、従業員若しくは許可者に限ります。

第5条 (運行責任)

カートの移動走行又は停止、同乗者の乗降、その他のカート運行に関する事項は、当クラブ係員の指示及び場内の掲示で指示した事項を除き、プレーヤー各自の責任において行ってください。

第6条 (安全操作義務)

プレーヤー各自のカート運行に際し、周囲の状況に応じて、当該カートの諸装置を確実に操作し、他の人身に対する危害及び施設に対する損害を及ぼさないよう、操作方法、速度に十分に注意して操作してください。

第7条 (走行場所)

カートは、所定のカート道路及びゴルフ場が定めた場所以外では走行しないで下さい。

- 止むを得ない事情により定められた場所以外を走行する場合は、当クラブ係員の指示に従い十分注意して操作してください。

第8条 (事故責任)

プレーヤー各自がカートの運行に関し、故意又は過失によりカート事故を起こしたり事故を誘発した場合や、他の人身に危害を及ぼし、若しくはゴルフ場施設(カート及びその他の施設並びに物品等)に損害を生じせしめたときは、本人個人若しくは同伴者が連帯して被害者の治療費等の補償及び施設の損害等を賠償して頂きます。

第9条 (規約の改定)

本約款は必要に応じて、クラブ理事会の承認を得て改正します。

附則 平成23年6月1日 制定

以上